

## (仮称)久留米市総合都市プラザ名称検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 (仮称)久留米市総合都市プラザ(以下「総合都市プラザ」という。)の名称を選考するため、(仮称)久留米市総合都市プラザ名称検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 総合都市プラザの施設全体の名称に関する事項
- (2) 総合都市プラザの施設内の各諸室の名称に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

### (委員)

第3条 委員会は別表に掲げる委員で構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は第2条に掲げる検討事項が終了するまでとする。

### (委員の責務)

第5条 委員は、公平かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、職務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委員長その他)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

### (意見の聴取)

第8条 委員会において必要があると認められるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、市民文化部総合都市プラザ推進室に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

別表1 第3条関係

役 職 名	氏 名
久留米市参与	佐藤 信
〃	高宮 知数
〃	田辺 清人
久留米市議会	藤林 詠子
久留米市議会	別府 好幸
市街地再開発組合 理事長	橋本 安彦
ほとめき通り商店街 会長	黒川 幸治
久留米連合文化会	土師 千鶴子
管理運営計画検討WGメンバー	福田 まゆ美
久留米市副市長	深井 敦夫